

## 5. 撤収期のポイント

撤収期における避難者の合意づくりは、避難所運営委員会が担います。運営委員会は、避難所施設の原状回復と、避難者の生活再建を重視して、運営します。

### (1) 避難所配備職員・施設管理者

#### 1) 秩序維持

- ①腕章をして施設内の巡回を行ってください。
- ②避難所内でのトラブルが発生したときは、速やかに対応します。その場合、次の点に注意してください。
  - ・自分から声をかけましょう。
  - ・相手の言い分をよく聞きましょう。
  - ・あくまでも冷静、論理的に説明しましょう。
  - ・できること、できないことを明確にしましょう。
  - ・納得するまで説明する。
- ③トラブルの解決は、避難所施設で周囲から信頼の置かれている人物がリーダーシップをとるようにしてください。
- ④総務班は、避難所内の秩序を維持するため、夜間の巡回を行ってください。

#### 2) 避難所集約に伴う移動

- ①施設管理者に、避難所の縮小、**閉鎖**の時期を図ってください。
- ②全体的な避難者の減少などに伴い、災害対策本部から他の避難所への集約の指示があった場合、避難所配備職員、施設管理者、運営委員会は、避難者に対して避難所の移動に関する理解、了解を得るよう十分に説明を行ってください。
- ③移動することが決定した後、移動の日時・荷物などの搬送のための車両、人員の確保などについて、災害対策本部と協議調整してください。

#### 3) 避難所の閉鎖時期などの避難者への説明

- ①避難者に、長期避難生活への移行支援を行ってください。
- ②避難者の生活再建に向けての支援を行ってください。
- ③災害対策本部からの指示を受けて、避難所**閉鎖**の準備に取り掛かってください。
- ④避難所閉鎖時期の概ねの目安をライフラインの回復時期におき、避難生活が慢性的に継続されることは回避してください。
- ⑤避難所の閉鎖時期、**閉鎖**準備などについて避難者へ説明してください。

## (2) 避難所運営委員会（避難者）

### 1) 避難所配備職員への支援

①避難所閉鎖についての避難者の合意形成に努めてください。

### 2) 避難所運営委員会の廃止

①使用されなかった物資などの回収が必要となった場合は、その種類、数量を災害対策本部に連絡し、処分してください。

②避難所管理に用いた記録や台帳などを災害対策本部に返却してください。

③避難所運営委員会は、避難所閉鎖の日に、廃止します。